

八潮市小中学校学習系ネットワーク機器等購入及び設定業務委託仕様書

本仕様書は、「八潮市小中学校学習系ネットワーク機器等購入及び設定業務委託」（以下「本発注案件」という。）の契約を受注者が履行するにあたり、別途締結する契約書（以下単に「契約書」という。）に定めるもののほか、必要となる事項について定めるものとする。

1. 発注の件名

八潮市小中学校学習系ネットワーク機器等購入及び設定業務委託

2. 契約期間、業務履行場所等

(1) 契約期間

契約締結日から令和8年2月28日まで

ただし、契約の締結後、発注者と受注者との間で協議のうえ、契約期間内における業務履行期限を定めるものとし、受注者は当該業務履行期限までに3. 発注区分に定める①及び②の業務を完了させるものとする。

なお、令和7年9月30日までに、更新後の学習系ネットワーク機器等の試験運用を開始することを目標とする。

(2) 契約金額の支払い

発注者は、(1)に定める契約期間終了後、本仕様書のほか、プロポーザル募集要項及び契約書に定めるところにより、受注者に対し契約金額を支払う。

なお、受注者は請求に際して、契約書に定めるところにより請求書を発行とするものとし、発注者は当該請求書について支払うものとする。

ただし、契約期間内に本発注案件について変更契約が締結されたときは、当該変更契約の内容に従うものとする。

また、契約金額には、受注者が3. 発注区分①に定める機器等の調達に要する費用、②の実施に係る人件費等の直接的な経費のほか、機器の設定作業等のために受注者に要する電子機器等の手配に要する費用等の本契約により受注者に生じる責務（8. に定めるものを含む。）を実施するにあたり、受注者に生じる費用の一切を含むものとする。

その他、機器等の導入前の発注者の現状確認に要する費用、発注者及び関係事業者との打ち合わせに要する費用、発注者に提出する資料（完成図書を含む。）の作成等に要する費用及びそれらに伴う諸雑費は、同様にすべて受注者の負担とする。

(3) 業務の履行場所

八潮市内小中学校15校 地内（別紙1「八潮市内小中学校一覧」のとおり。）

3. 発注区分

本発注案件は、以下の2つの発注区分を統括するものとして発注し、受注者は以下の2つの発注区分について一括して受注するものとする。

	発注区分	内 容
①	学習系ネットワーク機器等の調達	本仕様書に定めるネットワーク機器等を調達し、市の指定する場所に納品する。 ※別紙5「導入ネットワーク機器、保守サービス、設定作業等指定一覧」の①に定めるもの。
②	学習系ネットワーク機器等の設定	市の指定する場所に納品したネットワーク機器等について、設定を完了させる。 ※別紙5「導入ネットワーク機器、保守サービス、設定作業等指定一覧」の②に定めるもの。

4. 現在の学校ネットワークの状況等

現在の市内小中学校15校のネットワークの状況等は以下のとおりである。

なお、フロアスイッチ（L2 スイッチ）及びアクセスポイント等の個数は学校により異なるが、使用機器の種別は同一である。

項目	現在の状況・導入機器
インターネット接続回線	フレッツ光ネクスト ギガファミリー（NTT 東日本） ベストエフォート 1Gbps
プロバイダ	ぷらら B フレッツ・アカデミックライセンスファミリータイプ ※PPPoEにより接続。
ルーター	アライドテレシス AT-AR2050V-Z5
レイヤー3スイッチ	アライドテレシス AT-x510-28GTX ※DHCP サーバー機能も提供
MAC アドレスフィルタリング	YE DIGITAL NetShaker W-NAC Ver. 7.0 スタンダード
UPS	富士電機 DL5115-750JL ※R6 年度までにバッテリー交換済み。 ※学習系ネットワーク機器用（各校パソコン教室サーバーラック内に設置。）
LAN 配線	全校 CAT6A ケーブルを使用。
サーバーラック	19 インチラック 収容ユニット数 24U ※各校パソコン教室内にあり。
フロアスイッチ（L2 スイッチ）	アライドテレシス AT-x230-18GP-T5 または AT-x230-10GP-T5 ※学校により台数が異なる。（別紙2「各校フロア L2 スイッチ・アクセスポイント設置台数」のとおり。）

アクセスポイント（各教室に設置）	フルノシステムズ ACERA1110 ※学校により台数が異なる。（別紙2「各校フロアL2スイッチ・アクセスポイント設置台数」のとおり。）
------------------	-------------------------------------------------------------------------

なお、各校のネットワークの構成図については、別紙3「小・中学校15校ネットワーク物理構成図（R7.4現在）」及び別紙4「小・中学校15校ネットワーク論理構成図（R7.4現在）」のとおりである。（別紙2に定めるフロアL2スイッチ台数及び各教室のアクセスポイント設置台数を除く各校のネットワーク構成については別紙3及び別紙4のとおりであり、各校共通である。）

また、別紙3及び別紙4中の旧パソコン教室部分については、図示されているとおり令和7年8月末をもって廃止予定であり、今回の調達においては、この部分については考慮しないが、本発注案件との関連性等について疑義がある場合は、本仕様書に定める方法により質問すること。（旧パソコン教室部分の廃止に関する作業は、本発注案件の範囲には含まれない。）

5. 本調達案件により更新するネットワーク機器等

令和7年度における学校ネットワークの更新予定は以下のとおりであり、本発注案件はこの学校ネットワークの更新の中核事業として実施するものである。（下表のうち、「本発注案件により更新」とあるものについて、本発注案件により更新する。）

なお、本発注案件により更新する機器等については、別紙5「導入ネットワーク機器、保守サービス、設定作業等指定一覧」に定めるところによる。

項目	更新予定
インターネット接続回線	フレッツ光クロス ビジネスプラン（NTT 東日本） ベストエフォート 10Gbps ※更新時期はR7.6以降を想定
プロバイダ	OCN 光「フレッツ」固定 IP1 IPoE（クロスワイドプラン） ※IPoEにより接続。 ※更新時期はR7.6以降を想定
ルーター	本発注案件により更新
レイヤー3スイッチ	本発注案件により更新
MAC アドレスフィルタリング	不正接続検知・防止システムとして、本発注案件により更新
UPS	更新しない（継続使用）。 ただし、本調達案件により更新する機器を接続し、停電時等において給電するための設定を実施すること。
LAN 配線	更新しない（継続使用）。
サーバーラック	更新しない（継続使用）。
フロアスイッチ（L2スイッチ）	更新しない（継続使用）。

アクセスポイント（各教室に設置）

更新しない（継続使用）。

6. 学習系ネットワーク機器等の調達について

学習系ネットワーク機器については、別紙5のと通りの物品指定とする。

ただし、本発注案件のプロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）及び参加を予定している者において、機器等ごとの導入目的に対し、より上位の性能を有する機器、個別のライセンス等を導入することでさらに高度なネットワーク環境を実現できると考慮される場合は、機器等のメーカー、型名、数量、必要とされる追加設定、代替え調達する機器等が別紙5の機器等に対して**上位の性能を有することを客観的に証明する事項等**を示し、発注者の事前の承認の回答を得た場合は、当該機器及び追加設定作業等の調達（以下この項において「代替え調達」という。）について提案することを可とする。

この**発注者への事前確認については、以下の【代替え調達に関する事前確認について】のとおりに行うものとし、「11. 本発注案件及び仕様書の内容に関する質問」の項に定める質問としては回答しないので注意すること。**

【代替え調達に関する事前確認について】

(ア) 確認様式

「代替え調達機器等事前確認書」（別紙6）によること。

(イ) 確認様式の提出期日及び方法

令和7年5月13日（火）から令和7年5月21日（水）までにメールにて提出すること。（質問の受付期間とは異なるため注意。）

（確認書送信先メールアドレス：gakko-ict@city.yashio.lg.jp）

電話、ファックス等のメール以外の方法による確認書は受け付けない。

なお、ファイルにはパスワードを付すことを推奨とする。

(ウ) 確認結果の回答期日及び方法

令和7年5月27日（火）までにメールにて回答する。

回答に際しては、「代替え調達機器等事前確認書」（別紙6）の発注者記入欄に代替え調達の可否等を記載したものを送信する。

(エ) その他の注意点等

代替え調達に関する確認に際しては、業者名、担当者名等のほか、代替え調達を提案する機器、業務等の別紙5における項目番号等を確認書に明記すること。

確認結果の回答を送信するメールアドレスについても確認書に明記すること。なお、回答先メールアドレスが質問元メールアドレスとは異なる場合は、必ず回答先メールアドレスを明記すること。

なお、この代替え調達に関する事前の確認及びその回答については、「11. 本発注案件及び仕様書の内容に関する質問」の項に定める質問及び回答とは異なり、ホームページ上での公表を含め、**事前確認を行った業者以外のプロポーザル参加業者への開示は行わないので注意すること。**（ただし、代替え調達に関する確認の結果、別紙5の調達内容を含む本仕様書の内容に誤り、瑕疵等があると発注者が判断したときは、別紙5の内容を含む本仕様書の訂正を行い、ホームページ上に仕様書訂正の掲載を行うが、この場合において、その訂正の契機が代替え調達の事前確認であったことは示さない。）

また、代替え調達による場合でも、見積書に記載する見積金額について、何ら別途の考慮や金額増加の容認等をするものではない。

その他、代替え調達する機器等は、別紙5の機器等の同等品ではなく、客観的に上位の性能を有することを要件とするが、一方で、代替え調達の提案は、プロポーザルによる事業者の選定に際して、積極的評価の固定要因ではないことにも注意すること。

なお、代替え調達に関する事前確認と発注者からの回答の内容（ホームページ上に掲載した仕様書訂正の内容を含む。）については、代替え調達の確認を行ったプロポーザル参加者及び参加を予定している者に関して発注仕様書の一部とみなし、代替え調達の確認を行った者は、当該事前確認に係る回答の存在並びに内容の不知及び不明等を理由とした契約締結後における契約履行不能の訴え、受注者の決定に関する異議申し立て、発注者に対する損害賠償請求等を行うことはできない。

代替え調達に関する発注者の承認又は不承認は、発注者において主体的に判断するものであり、代替え調達の確認の要求をした者は、その受注者の決定に関して、異議申し立て、発注者に対する損害賠償請求等を行うことはできない。

代替え調達に関する事前確認メールを送信した者は、メールの送信について発注者に対し任意に電話確認を行うこと。（事前確認メールの不着（ネットワークトラブル等によるものを含む。）については、発注者においてその責任を負わない。）

7. 見積金額について

本発注案件について、プロポーザル募集要項に基づき提出する見積書の「見積金額」欄に記載する金額は、2.（2）に定める受注者に生じる費用の一切及び受注者の負担額等の総額（以下この項において「契約希望金額」という。）とし、受注者において算出した契約希望金額について、消費税及び地方消費税抜きの金額（消費税の課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税率で割り戻して算出した金額）を記載すること。

なお、契約書に記載する契約金額は、プロポーザル募集要項に定める発注者と受注者との間における合意に基づき定めるものとする。

その他の支払い条件等については、プロポーザル募集要項及び本仕様書に定めるほか、契約書に定めるところによる。

8. 受注者の責務

本発注案件の受注者は、契約書及び本仕様書に基づき、以下に定める責務を負う。

（1）学習系ネットワーク機器等の調達及び学習系ネットワーク機器等の設定

受注者は、3. 発注区分に定める①及び②の業務を完了させる。なお、業務の完了に際しては、本仕様書及び契約書に定めるところにより、発注者の完了検査に合格することを要件とする。

なお、設定作業等の実施に際し、八潮市教育委員会及び市内各校へ立ち入る際は、原則として、作業実施3日前（閉庁日を含まず。）までに、八潮市教育委員会又は立ち入りを必要とする各校へ連絡し、事前の了承を得るものとし、立ち入り作業に際しては、所属会社名及び氏名を明記した名札を随時着用するとともに、作業当日において、学校関係者等から作業に関する中止等の依頼があった際は、八潮市教育委員会へ確認し、八潮市教育委員会の指示に従うこと。

（2）完成図書を作成

受注者は、発注者と協議のうえ、本発注案件に関して実施した業務の内容、ネットワー

ク機器の設定情報（学校ごと、機器ごと、ポートごとの設定情報を含む。）、ネットワーク構成図等の完成図書を作成し、発注者の定める期日までに納入するものとし、発注者は各校の現地の状況のほか、当該完成図書をもとに、業務履行に関する検査を実施するものとする。

なお、完成図書の電子データ（PDF、ワード、エクセル等）についても、紙帳票と合わせて発注者の定める期日までに納入すること。

（3）基本操作マニュアルの作成

受注者は、導入機器、ソフトウェアサービス等について、発注者個別の環境に基づき、基本的な操作方法に関する操作マニュアルを作成し、発注者の定める期日までに納入すること。

なお、操作マニュアルの一部について、メーカー作成資料、他業者作成資料等による代用、補足、差し替え等（以下この号において「代用等」という。）を認めるものとするが、これらの受注者作成以外の資料の代用等に際しては、著作権等の第三者の権利の侵害に抵触することがないよう事前に確認するものとし、その代用等に関する責務は発注者に帰属し、それらの取扱いについては、14.（3）の規定に準じること。

また、基本操作マニュアルの内容について、事前に発注者に説明するものとする。

（4）ネットワーク保守サポート業務の実施

受注者は、本発注案件に含まれる機器の保守サービスについてライセンス等を調達（ライセンス等の有効化に関する事務手続きを含む。）し、受注者において使用できる状況にするとともに、実際に機器に障害、故障等が発生した場合において、2.（1）に定める契約期間及び契約期間の終了後から5年間の期間において、障害、故障等の対応に関し発注者へのサポートを実施すること。

具体的には、受注者における担当者及び連絡先（電話番号及びメールアドレス）を定めて発注者に通知し、障害、故障等の解消のための技術的助言、保守サービスライセンスの使用に関するハードメーカーとの連絡調整、保守作業の手配等のほか、発注者が本発注案件とは別に締結するネットワーク保守業務の受注業者との連絡調整等の連携を行うこと。

なお、担当者及び連絡先に変更が生じるときは、事前にその内容について発注者に通知すること。

9. 変更契約について

本発注案件については、2.（1）に定める契約期間内において、機器及びソフトウェアサービス等の台数又はライセンス数、構成、設定作業等について変更すべき事項があると認められたときは、発注者と受注者との協議のうえ、変更契約を締結する場合がある。

この場合において、受注者は減額の変更契約となる場合があることに留意すること。

10. 受注者実施業務の委任

受注者は、契約書及び本仕様書に定めるところにより、受注者に実施の義務が生じる業務及び作業等（以下「受注者実施業務」という。）について、発注者の書面による事前の承認を得た場合は、受注者実施業務の実施の一部（発注者が主たる部分と認める部分を除く。以下同じ。）を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。

この場合において、発注者は、受注者に対して、受注者実施業務の実施の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求し、必要と認められた場合は、受注者実施業務の実施の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることの中止、及び、委任し、

又は請け負わせた者の交代を要求することができる。

また、受注者及び受注者実施業務の実施の一部を委任され、又は請け負った者は、共同して受注者実施業務を実施しなければならない。

11. 本発注案件及び仕様書の内容に関する質問

本発注案件について選考の申請書を提出し、プロポーザル参加者及び参加を予定している者は、本発注案件及び仕様書の内容について、**令和7年5月13日（火）から令和7年5月22日（木）まで**に別紙7を電子メールにより送信して質問することができる。電話、ファックス等のメール以外の方法による質問は受け付けない。

（質問送信先メールアドレス：gakko-ict@city.yashio.lg.jp）

質問に際しては、別紙7に基づき、質問元業者名、所属名、担当者名、仕様書について質問する場合の仕様書における項目番号、その他具体的な質問の内容を明記すること。

なお、本発注案件に関する質問ではあるが、質問内容が仕様書の内容に直接関係するものではない場合（プロポーザル募集要項の内容に関する質問をする場合を含む。）は、項目番号の記載に代えて、質問する事項の区分（募集要項に関すること、各校の一般的な環境に関すること等）を具体的に記載すること。

質問に対しては、**令和7年5月27日（火）までに電子メールにより回答**する。回答の送信に際し、回答先メールアドレスが質問元メールアドレスとは異なる場合は、必ず回答先メールアドレスを質問メール内に明記すること。

また、質問及び回答の内容については、明らかに質問元のプロポーザル参加者及び参加予定者にのみ係る内容である場合を除き、質問元のプロポーザル参加者又は参加予定者名を伏せたうえで、ホームページ上にも掲載する。

なお、質問及び回答に関する確認の結果、本仕様書の内容に誤り、瑕疵等があると発注者が判断したときは、本仕様書の訂正を行い、ホームページ上に仕様書訂正の掲載を行うが、この場合において、その訂正の契機が質問及び回答に関する確認によるものであったことは示さない。

質問及び回答の内容（ホームページ上に掲載した質問及び回答の内容並びに仕様書訂正の内容を含む。）については、発注仕様書の一部とみなし、プロポーザル参加者及び参加予定者は、当該質問及び回答の存在並びに内容の不知及び不明等を理由とした契約締結後における契約履行不能の訴え、受注者の決定に関する異議申し立て、発注者に対する損害賠償請求等を行うことはできない。

質問メールを送信した者は、メールの送信について発注者に対し任意に電話確認を行うこと。（質問メールの不着（ネットワークトラブル等によるものを含む。）については、発注者においてその責任を負わない。）

12. データの消去について

本仕様書に基づく契約が終了したとき（契約解除により終了したときを含む。）においては、発注者からの指示に基づき、受注者は受注者実施業務の履行のために作成したすべての情報機器（発注者においてクラウドサービス上の情報機器を利用している場合における当該情報機器を含む。）について、発注者に関するすべての情報を確実に消去すること。この消去は、14.

（3）の規定に基づいて実施すること。

また、本項の規定については、受注者実施業務に従事した者の退職後及び受注者実施業務に係る契約の終了後又は契約の解除後も同様とする。

13. ネットワークアセスメントの結果の閲覧について

本発注案件は、令和5年度に外部委託により、市内小中学校のうち、大瀬小学校、柳之宮小学校及び八幡中学校について実施したネットワークアセスメントの結果に基づき、市内小中学校全15校における児童生徒のGIGA端末からのインターネットへの接続環境の改善を目的として実施するものである。

このネットワークアセスメントの結果資料については、**令和7年5月13日（火）から令和7年5月27日（火）まで間、教育委員会教育総務課において閲覧**に供する。（資料の閲覧は、プロポーザルへの参加に際し必須となるものでないことに注意すること。）

閲覧を希望する事業者は、**令和7年5月13日（火）から令和7年5月26日（月）まで間**に発注者（八潮市教育委員会教育総務課学校ICT推進係 048-996-2111 内線872）へ電話連絡し、閲覧の日時等について打ち合わせを行い、閲覧に際しては、発注者と打ち合わせ、指定された日及び時間帯に行うこと。

事前確認の電話連絡のない場合及び発注者に指定されていない日及び時間帯には閲覧に供することはしないので注意すること。

また、事前確認の電話連絡、資料の閲覧ともに、受付（閲覧）日及び受付（閲覧）時間は、土・日・祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、ネットワークアセスメントの結果資料については、あくまで閲覧の方法にみよるものとし、それ以外の方法による情報の提供（メール等による電子データで提供を含む。）は実施しない。

また、あくまで結果資料は閲覧のみとし、結果資料の貸与等を行わない。

その他、結果資料の写しの提供は行わず、閲覧者による写しの作成（結果資料の写真、ビデオ撮影等を含む。）も認めない。

ネットワークアセスメントの結果資料については、ネットワークアセスメントを実施した事業者の知的財産も含まれるものと判断されるため、その閲覧で得た情報は、あくまで本発注案件の提案及び提案の検討のみに使用するものと、その他の目的には使用しないこと。

また、閲覧する際は、発注者指定の閲覧同意書に記載のうえ、提出すること。（提出のない場合、結果資料の閲覧は認めない。）

また、閲覧した情報（ネットワークアセスメントを実施した事業者の名称を含む。）を他に漏らしてはならない。その他、閲覧した情報については、発注仕様書の一部とみなし、その取り扱いについては、14.（3）の規定における「受注者」を「プロポーザル参加者及び参加を予定している者」に読み替えて適用するものとする。

14. その他

- （1）受注者（本発注案件について、選考の結果契約候補者となる者をいう。また、当該契約候補者において就労する派遣労働者を含む。以下同じ。）は、受注者実施業務を遂行するうえで、これに携わるすべての職員を管理監督するとともに、八潮市個人情報保護条例（平成17年条例第4号）第10条、第11条、第64条及び第65条の規定の内容を周知し、特に個人情報の保護及び漏えい防止に関しては周知徹底を図ること。
- （2）受注者は、受注者実施業務の実施に際し、労働者派遣法、労働基準法等の労働関係諸法令その他関係法令を遵守するとともに、法令上の全ての責任を負うものとする。
- （3）受注者は、その職員が受注者実施業務について知り得た個人情報、業務に関する情報等を含む一切の情報を他に漏らし、又はこれを受注者実施業務の実施以外の目的に使用してはならない。受注者実施業務に従事した者の退職後及び受注者実施業務に係る契約の終了後又は契約の解除後も同様とする。また、受注者実施業務に関する書面、情報記録媒体等の紛失等が決してないよう、鍵付き金属書庫等にて厳重に保管すること。また、受注者実

施業務が終了する場合は、発注者の指示により速やかに受注者実施業務に係る残存書面を破棄するとともに、受注者実施業務の遂行にあたり受注者において使用したすべての電子事務機器における残存データに関してもすべて削除のうえ、その結果を書面により発注者に報告すること。具体的な消去方法については、発注者の指示に従うこと。なお、残存書面及び残存データの漏えいに関しては、受注者実施業務の実施期間外及び受注者実施業務の終了後又は契約の解除後においても責任を負うものとする。なお、受注者実施業務の実施に係る契約は、「八潮市個人情報取扱事務委託基準」に定められた内容により締結するものとし、その詳細は契約書において別途定める。

- (4) 受注者実施業務の遂行にあたり、受注者において使用するすべての電子事務機器については、ウィルス対策、アクセス制限及び情報漏えい対策をはじめとする必要なセキュリティを確保すること。
- (5) 発注者は、受注者がこの契約において個人情報の取扱いが不適切と認めたときは契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (6) 発注者が、受注者に対し、受注者実施業務の実施に関する情報の開示を求めた場合には、受注者はこれに協力する義務を負うものとする。
- (7) 本発注案件に関し、発注者が受注者に支払う費用が適正に活用されているかを判断するため、発注者が受注者に対し、受注者実施業務に係る各種会計書類等の確認や調査を行う場合がある。
- (8) 発注者は、受注者実施業務に従事する職員が受注者実施業務の遂行に支障をきたすと判断した場合は、受注者に対して適宜従事する職員の変更を要求できるものとし、受注者は速やかにこれに従うものとする。
- (9) 発注者は、受注者実施業務の履行中における受注者の職員の事故については、法令上に定めるものを除き、責任を負わないものとする。
- (10) 受注者は、本発注案件について誠実、公正に対応し、受注者実施業務の実施に係る発注者に所属する者に対し、信頼感を与えるように努めること。また、受注者実施業務の遂行にあたり、受注者実施業務の実施に係る発注者に所属する者の名誉、信用、社会的地位等を傷つける行為をしてはならない。
- (11) 受注者は、受注者実施業務の遂行にあたり、政治的中立性を疑われる行為を行ってはならず、言動には特に注意しなければならない。
- (12) 受注者は、受注者実施業務を遂行するにあたり、発注者の信用を失墜する行為を行ってはならない。
- (13) 受注者は、事故、災害その他の緊急事態が発生した場合においても、受注者実施業務の遂行に支障をきたすことのないよう、十分な対応策及び緊急時の体制を整備すること。
- (14) 受注者実施業務により得られたデータ及び報告書等の成果品の所有権、著作権及び利用権は発注者に帰属するものとし、発注者の事前の書面による許可なく他に使用又は公表してはならない。また、受注者は、受注者実施業務の遂行にあたり、第三者の著作権、意匠権、商標権等の知的財産権、プライバシー及び肖像権等の権利を侵害してはならない。
- (15) 本仕様書（電子データを含む。）を他の業者、官公庁等（発注者以外の市区町村を含む。）へ提供してはならない。本発注案件を受注しなかった者も同様とする。
- (16) 本仕様書（電子データを含む。）は発注者より貸与するものであり、受注者実施業務を受注しなかったときは、本仕様書を速やかにシュレッダーにより適切に処分するとともに、電子データについても確実かつ完全に消去しなければならない。また、本仕様書について写真、ビデオ撮影等をしてはならない。
- (17) 契約書及び本仕様書に定めのない事項並びに仕様について生じた疑義については、発注者及び受注者双方が協議して決定するものとし、実際の受注者実施業務の履行に支障をきたすことのないよう、双方誠意をもって対応するものとする。

- (18) 本仕様書に定める報告様式等について、特に様式の定めのないものは、プロポーザル参加者の任意様式により提出するものとする。ただし、報告事項等の不備や内容の不足等が認められた場合は、訂正若しくは加筆して再提出を指示する又は発注者より様式を指定する場合がある。
- (19) 発注者は、受注者の決定後、見積書、提案書等の業者選考に要する書類及びデータ、その他の関係資料（以下単に「見積書等」という。）の内容並びに提出方法等に不正等の不適切な行為が認められたとき、当該受注者が契約締結までの間に本仕様書に基づく契約の履行ができないと判断されたとき及び受注者が指名停止等の措置を受けたとき等の契約を締結することが適切ではないと発注者が判断したときは、当該受注者と契約を締結しないことがある。
- (20) 発注者において、プロポーザル参加者が見積書等の提出を辞退したと判断したとき、見積書等を無効と判断したとき及び発注者が契約書、本仕様書又はその他の契約関連例規に基づき、契約を締結しないときにおいて、すべてのプロポーザル参加者は、発注者の作為又は不作為について、異議申し立て、損害賠償請求等を行うことはできない。
- (21) 受注者の決定までに、発注者において受注者の決定に関する事務手続きを延期又は中止する必要が生じたと判断したときは、発注者は直ちに受注者の決定に関する事務手続きを延期又は中止する。この場合において、発注者は、見積書等提出の予定又は見積書等提出の辞退の予定にかかわらず、すべてのプロポーザル参加者に対して損害賠償を行わない。
- (22) 受注者の決定後において、当該受注者と契約を締結することが適切でない相当の理由があるときは、発注者は当該理由を明示して、契約を締結しないことがある。この場合において、発注者は、受注者に決定した者及び他のプロポーザル参加者に対する損害賠償を行わない。
- (23) 本発注案件に関する契約の締結の際、本仕様書の内容に認められた明らかな誤り、齟齬等については、適宜訂正を行うものとし、当該訂正の内容は、すでに締結された契約に何らの具体的な影響を及ぼさないものとする。
- (24) 本仕様書の内容について、本仕様書において個別に定めるもののほか、受注者の決定までの間において認められた誤り、齟齬等については、適宜訂正を行うものとし、当該訂正の内容は、明らかに受注者の決定に影響を及ぼすと発注者が判断した場合を除き、受注者の決定に何らの具体的な影響を及ぼさないものとする。また、この号の規定に基づき本仕様書が訂正された場合において、プロポーザル参加者及び参加予定者は、本仕様書の訂正の存在並びに訂正の内容の不知及び不明等を理由とした契約締結後における契約履行不能の訴え、受注者の決定に関する異議申し立て、発注者に対する損害賠償請求等を行うことはできないものとする。